

熊本県公報

第10927号
平成14年12月27日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則	(農業団体金融課) 1
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課) 3
告 示	
○生活保護法による医療機関等の指定	(医務福祉課) 7
○生活保護法による指定医療機関等の廃止	(") 7
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水産振興課) 8
公 告	
○県有財産の売却	(管 財 課) 9
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(有明海自動車航送船組合) 10
○有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則及び有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(") 14
○平成14年改正条例附則第2条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則	(") 14
○有明海自動車航送船組合職員の特例一時金の支給に関する規則を廃止する規則	(") 15

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則
 - (1) せり人の資格に関する内容や届出書の記載事項等を改正することとした。
 - (2) この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
 - (1) クリーニング所において講ずべき措置を削除することとした。
 - (2) その他別記様式における規定等を整理することとした。
 - (3) この規則は、平成15年1月1日から施行することとした。

規 則

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年12月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第89号

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則
熊本県卸売市場規則（昭和46年熊本県規則第73号）の一部を次のとおり改正する。
第14条を次のように改める。

- 第14条 条例第15条第1項の規則で定めるせり人の資格は、次の各号のすべてに該当する者であることとする。
- (1) その属する部類の卸売市場でせり売における帳簿作成等のせり人の補助業務に1年以上従事したこと。
 - (2) その属する部類の卸売市場でせり売にかかる取扱品目に対する事前調査の業務に1年以上従事したこと。
 - (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ないもの

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年12月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第90号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
クリーニング業法施行細則（昭和32年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「政令」という。」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別記第1号様式（表）中「開設したいので」の次に「、クリーニング業法第5条第1項の規定により」を加える。

別記第1号様式（裏）を次のように改める。